

(目的)

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第24条及び関係法令の規定に基づき、経済的な理由により就学が困難と認められる児童又は生徒の保護者に対して学用品費、医療費、学校給食費等就学に必要な援助（以下「就学援助費」という。）を行い、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

(支給対象者)

第2条 就学援助費の支給対象者（以下「支給対象者」という。）は、市内に住所を有し、かつ、その子女が仙北市立小学校又は仙北市立中学校（以下「仙北市立学校」という。）に在学又は入学予定者の保護者とする。

2 前項の規定にかかわらず、市内に住所を有し、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第9条の承諾を得て仙北市以外の地方公共団体（以下「他の地方公共団体」という。）が設置する小学校又は中学校にその子女を就学させている保護者のうち、他の地方公共団体から就学援助費を受けていないものは、支給対象とする。

3 前2項の規定にかかわらず、他の地方公共団体に住所を有し、その子女が仙北市立学校に在学する保護者のうち、市内に住所を有しないことについて相当の理由があると認められる場合は、支給対象とする。

(就学援助費の項目)

第3条 就学援助費の支給項目、支給内容等は別表に掲げるとおりとする。

(申請)

第4条 就学援助費の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、年度ごとに就学援助費支給申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて仙北市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

(1) 申請者と生計を一にする世帯に属する世帯員全員（同住所地で世帯分離している世帯を含む。）の、申請した日の属する年の前年（1月から3月までの間に申請した場合は前々年）の収入を証明できる書類

(2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

(認定の要件)

第5条 教育委員会は、申請者からの申請に基づき、次の各号のいずれかに該当すると認める者に

対し就学援助費を支給するものとする。

(1) 要保護者 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者

(2) 準要保護者 要保護者に準ずる者として、前条の規定による申請した日において、次のいずれかに該当する者

ア 生計を一にする世帯に属する世帯員全員（同住所地で世帯分離している世帯を含む。）の前年（1月から3月までの間に前条の規定による申請した場合は前々年）の総収入から生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年厚生省発社第123号事務次官通知）別表の基礎控除の額を控除した額が、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）別表第1生活扶助基準第1章基準生活費1居宅により算定される基準生活費の額、第2章加算2障害者加算及び8母子加算、別表第2教育扶助基準のうち基準額及び学校給食費及び学習支援費の合計額の1.3倍以下の者

イ その他当該年度において家庭事情の変動により所得が著しく減少する等、教育委員会が就学援助費の支給の必要があると認める者

（認否の決定）

第6条 教育委員会は、申請者からの申請に基づき内容を審査し、支給の認定又は否認を決定し、その結果を就学援助費認定・否認通知書（様式第2号）をもって申請者に通知するものとする。

（報告の義務）

第7条 前条の規定により認定を受けた者は、第2条及び第5条に関わる事項や世帯の状況に変更が生じた場合は、就学援助費受給に関する変更届（様式第3号）をもって速やかに教育委員会に報告しなければならない。

（支給の中止等）

第8条 教育委員会は、前条の届出に基づき内容を審査し、第2条に規定する支給対象に該当しなくなったと認められるとき若しくは第5条に規定する認定の要件を失ったものと認められるときは、就学援助費の支給を中止するものとし、就学援助費中止通知書（様式第4号）をもって申請者に通知するものとする。

2 教育委員会は、申請者が虚偽の申請により就学援助費を受給したときは、認定を取り消すものとする。

（支給方法）

第9条 第3条の規定により支給される就学援助費は、原則として保護者の指定する金融機関の口座に振り込むものとする。ただし、保護者の同意がある場合は、児童生徒の在学する学校の学校

長を通じて支給することができる。

- 2 保護者に支給することにより児童生徒の就学に支障が生じる場合は、学校長が直接当該児童生徒に現物を給付することができる。
- 3 学校給食費及び医療費については、学校給食費及び医療費の各債権者の指定した金融機関の口座に直接振り込むものとする。

(支給期間)

第10条 就学援助費の支給期間は、4月1日に始まり翌年3月31日で終わるものとする。ただし、年度の途中において支給の認定を受ける者については、申請日の属する月の初日から支給するものとし、支給の認定を取り消された者については、その翌日から支給しない。

- 2 新入学用品費については、前項の規定にかかわらず、入学前に申請し認定された者については支給できるものとする。ただし、この規定により支給を受けたときは、翌年度の新入学用品費は支給しない。

(返還)

第11条 教育委員会は、第8条第2項により認定が取り消しとなった者に対して、既に支給した就学援助費の返還を求めることができる。

(個人情報の保護)

第12条 この事務に携わる者は、申請者及び児童生徒の個人情報の保護に留意しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、就学援助費に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月22日教委告示第8号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年7月26日教委告示第26号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成25年8月1日から施行する。
(特例措置)
- 2 平成25年度における第5条の規定の適用については、平成25年厚生労働省告示第174号による改正前の生活保護法における保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）による。

附 則 (平成26年3月24日教委告示第9号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

(特例措置)

- 2 平成26年度における第5条の規定の適用については、平成25年厚生労働省告示第174号による改正前の生活保護法における保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）による。

附 則（平成27年2月13日教委告示第7号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(特例措置)

- 2 平成27年度以降における第5条の規定の適用については、平成25年厚生労働省告示第174号による改正前の生活保護法における保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）による。

附 則（平成27年12月25日教委告示第38号）

この告示は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年7月29日教委告示第20号）

- この告示は、公布の日から施行し、改正後の仙北市就学援助費支給要綱の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成29年3月24日教委告示第9号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月28日教委告示第12号）

- この告示は、公布の日から施行し、改正後の仙北市就学援助費支給要綱の規定は、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成29年11月16日教委告示第29号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年4月16日教委告示第14－3号）

- この告示は、公布の日から施行し、改正後の仙北市就学援助費支給要綱の規定は、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和2年4月16日教委告示第27号）

- この告示は、公布の日から施行し、改正後の仙北市就学援助費支給要綱の規定は、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和4年3月31日教委告示第14号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年1月13日教委告示第2号）

この告示は、公布の日から施行し、改正後の仙北市就学援助費支給要綱の規定は、令和5年1月1日から適用する。

附 則（令和5年4月19日教委告示第8号）

この告示は、公布の日から施行し、改正後の仙北市就学援助費支給要綱の規定は、令和5年4月1日から適用する。

附 則（令和8年4月8日教委告示第14号）

この要綱は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

支給項目	対象学年		金額	対象者区分	支給内容
学用品費 (別記1)	小学校	1～6年	毎年度国が定める基準額	準要保護者	途中認定者は月割り
	中学校	1～3年	毎年度国が定める基準額		
通学用品費 (別記2)	小学校	2～6年	毎年度国が定める基準額	準要保護者	途中認定者は月割り
	中学校	2～3年			
新入学用品費 (別記3)	小学校	1年	毎年度国が定める基準額	準要保護者	4月認定者のみ対象とする
	中学校	1年	毎年度国が定める基準額		
校外活動（宿泊を伴わないもの）	小学校	別記4	毎年度国が定める基準額	準要保護者	各学年で宿泊を伴う、伴わないをどちらか1回とし、左記の金額を上限とする。

		中学校	〃	毎年度国が定める基準額		
校外活動（宿泊を伴うもの）		小学校	別記 4	毎年度国が定める基準額	準要保護者	
		中学校	〃	毎年度国が定める基準額		
体育実技用具費	スキー（中学校はスノーボードも含む）	小学校	購入の場合 1～3年及び4～6年に1回	毎年度国が定める基準額	準要保護者	左記の金額を上限とする。 リース等については、上限の範囲内で必要に応じて支給する。
		中学校	購入の場合 1～3年に1回	毎年度国が定める基準額		
	柔道 剣道	中学校	1～3年に	毎年度国が定める基準額		柔道又は剣道のいずれかとする。
		中学校	1回	毎年度国が定める基準額		
修学旅行費		小学校	当該学年	実費	要・準要保護者	
		中学校	当該学年	実費		
通学費 （別記 5）		小学校	全学年	毎年度国が定める基準額	準要保護者	左記の金額を上限とする。
		中学校	全学年	毎年度国が定める基準額		

			額		
学校給食費	全学校	全学年	実費	準要保護者	
医療費 (別記6)	全学校	全学年	実費	要・準要保護者	
特別支援学級への就学・入級に必要なとされる経費等	全学校	全学年	実費	要・準要保護者	特別支援学級への就学・入級に必要なとされる医師の診断書等の経費
生徒会費	小学校	全学年	毎年度国が定める基準額	準要保護者	左記の金額を上限とする。生徒会費又は児童会費として一律に負担すべきこととなる経費
	中学校	全学年	毎年度国が定める基準額		
PTA会費	小学校	全学年	毎年度国が定める基準額	準要保護者	左記の金額を上限とする。PTA活動に要する費用として一律に負担すべきこととなる経費
	中学校	全学年	毎年度国が定める基準額		
卒業アルバム代等	小学校	6年	毎年度国が定める基準額	準要保護者	
	中学校	3年	毎年度国が定める基準額		
オンライン学習 通信費	小学校	全学年	毎年度国が定める基準額	準要保護者	途中認定者は月割り 児童生徒の人数に関わらず 1世帯当たりの支給額
	中学校				

- 別記1 学用品費とは各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品(実験、実習等教材を含む。)
又はその購入費
- 別記2 通学用品費とは通学のために通常必要とする通学用品(通学用靴、雨靴、雨傘、帽子等)
又はその購入費
- 別記3 新入学時に必要とする学用品、通学用品(ランドセル、靴、通学服等を含む。)の購入費
- 別記4 小学校及び中学校で修学旅行の該当学年以外の学年
- 別記5 仙北市遠距離児童等通学補助に関する要綱(平成17年9月20日施行)による。
- 別記6 学校において治療の指示を受けた学校保健安全法第24条及び同法施行令第8条で定められた疾病の治療のための費用

様式第1号(第4条関係)
年度就学援助費支給申請書(新・継)

仙北市教育委員会 様

令和 年 月 日

下記のとおり就学援助を受けたいので申請をします。

申請者(保護者)
郵便番号
住 所
氏 名
個人番号
電 話

申請児童生徒	フリガナ 氏 名	個人番号	申請者との続柄	性別	生年月日	4月1日時点での年齢	学 校 名	学年	前年度助成 受給の有無
				男・女	令・平 ・ .	歳	仙北市立 学校	年	有・無
				男・女	令・平 ・ .	歳	仙北市立 学校	年	有・無
				男・女	令・平 ・ .	歳	仙北市立 学校	年	有・無
				男・女	令・平 ・ .	歳	仙北市立 学校	年	有・無
上記以外の 家族状況	フリガナ 氏 名	個人番号	申請者との続柄	性別	生年月日	4月1日時点での年齢	勤務先または学校名	昨年1年間の収入額 (前年1月～12月)	
			本人	男・女	令・平・昭・大 ・ .	歳			
				男・女	令・平・昭・大 ・ .	歳			
				男・女	令・平・昭・大 ・ .	歳			
				男・女	令・平・昭・大 ・ .	歳			
				男・女	令・平・昭・大 ・ .	歳			
				男・女	令・平・昭・大 ・ .	歳			
				男・女	令・平・昭・大 ・ .	歳			

○住宅の状況
持家 借家(家賃 円) アパート(家賃 円) 間借(家賃 円)

○前年の収入状況についての添付書類で、当てはまる項目の口にシ印をつけてください。

☐ 生活保護の受給

☐ 生活保護を停止又は廃止

☐ 給与所得の源泉徴収票の写し

☐ 公的年金等の源泉徴収票の写し

☐ 確定申告書(控)の写し

☐ 市県民税申告書(控)の写し

☐ 障害基礎年金の額を証明する書類の写し

☐ 遺族基礎年金の額を証明する書類の写し

☐ 児童扶養手当証書の写し

☐ 特別児童扶養手当認定通知書の写し
(再認定後は特別児童扶養手当有期再認定通知書の写し)

☐ ハローワークカードの写し

☐ 障害者手帳の写し

☐ その他、養育費や親類からの援助等、特別な収入。

収入の内容() 受け取った金額()
収入の内容() 受け取った金額()

※申請理由※ ○就学援助の申請に当たり、差し支えない範囲で具体的に記入してください。

同 意 書

就学援助費支給認定等が必要があるとき、私並びに私の世帯員及び同居の世帯員の収入状況及び児童扶養手当の支給のほか関係事項等につき、当委員会が関係課に調査を依頼し、報告を求めることに同意します。

令和 年 月 日

仙北市長 様

申請者(保護者) 氏名
個人番号

令和 年 月 日

記載した事項は事実と相違ありません。

申請者(保護者) 氏名
個人番号

様

仙北市教育委員会
教育長

年度

就学援助費認定・否認定通知書

あなたからの申請のありました就学援助費支給について、仙北市就学援助費支給要綱第6条の規定に基づき、認定・否認定と決定しましたので通知します。

【対象者】

学 校	学年	認定区分 ※否認定のみ	児童生徒名

認定区分※認定のみ

認定期間※認定のみ

認定・否認定理由

備考

連絡先

就学援助費受給に関する変更届

年 月 日

仙北市教育委員会 様

申請者（保護者）

住 所 _____

氏 名 _____ ㊟

個人番号 _____

電 話 _____

私は、 年度就学援助費を受給していますが、下記の通り現況に変更がありましたので届出します。

記

1. 生活保護を受給する。（ 年 月 日から）
2. 生活保護の停止期間が過ぎ再受給する。（ 年 月 日から）
3. 仙北市外に転居し、対象児童も仙北市立学校以外に通学することになった。
4. 婚姻その他の理由で世帯構成に変更があった。

新たに世帯に入った者の

氏 名 _____

個人番号 _____

続 柄 _____

収 入 _____

5. その他の重大な変更（具体的に記入して下さい。）

様

仙北市教育委員会
教育長

年度 就学援助費認定取消通知書

就学援助費について、下記の理由により、その認定を取り消しますので、通知いたします。

【対象者】

学 校	学年	認定区分	児童生徒名

認定取消日

認定取消理由

備考

連絡先